

平成27年2月2日

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部  
藤井 康弘部長殿

一般社団法人 全国児童発達支援協議会 (CDS JAPAN)  
会長 加藤 正仁

障害福祉サービスの在り方に関する論点整理のためのワーキンググループ (第4回)

ヒヤリングに関する意見書

はじめに

この度は本ワーキンググループのヒヤリングの場に、発達支援・家族支援・生活支援を mission とした全国関係者の集まりである一般社団法人 全国児童発達支援協議会 (CDS JAPAN) に対して、このような機会を与えていただいたことにまずは感謝申し上げます。

日頃から実感することですが、育ち・学び・暮らし・働くなどという生きる上での相対的に様々な困難さがある児者とその家族の支援施策を議論する時、圧倒的な minority の立場に置かれているのが子ども、特に乳幼児期にある子ども達です。

しかし、不幸中の幸い事として、平成 27 年度からの第 4 期障害福祉計画の策定に向けて国の基本指針の見直しが図られることになり、中でも「(3) その他の事項」として、「障害児支援体制の整備」が新規に加えられた。具体的には「障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」、「子ども・子育て支援事業計画との連携」、「障害児支援のための計画的な基盤整備」が新たな検討内容として加えられました。このことは子ども関係者としては大いに意を強くしましたが、しかし未だ十分ではないと認識します。これを機に総合支援法の精神があまねくこの社会に受け入れられ、浸透することを願い、3年後のこの見直しに際しては子ども関連の積み残し、未解決、新たな課題が子どもの視点に立ち、しかもスピード感をもって検討され、結果として地域に暮らす要支援児とその家族への支援施策が一層の充実、拡大、発展することを願います。

就いては、当協議会として以下のことを当面する喫緊の大枠的な課題として指摘し、今後の施策的な改善と前進に資すること期待するものです。

1：発達が気になる子ども（障害児）は、児童憲章・児童権利条約・子どもの権利条約および児童福祉法にあるごとく、「すべての子ども」の「子ども」であることを再確認し、国家的・制度的なネグレクト事態を回避し、障害の有無や程度にかかわらず、すべての一般児童施策においてまず一義的に適切な支援と保護をしなければなりません。→子ども・子育て支援法との関係性の強化→地域の子ども・子育て会議への参加や幼児無償化問題 etc.

2：障害の有無や程度にかかわらず、**ユニバーサルな社会、インクルーシブな社会**の構築を目指して一人ひとりの個性が尊重され、発揮されて生きる共生社会・多様性社会を目指すべきです。どこで、どのような暮らしをしていようとも次世代を担う一人ひとりの子

子どもの発達支援（治療・教育・福祉・保護）が適切に、タムリーにかつ十二分になされなければなりません。

→保育所等訪問支援事業の周知と充実／定期的な支援でないことの経費的な非効率問題

3：「子ども」本人の権利はもちろんしつつ、併せて特にこの時期にはきょうだいや保護者の生活・暮らしの権利についても十分に配慮されなければなりませんし、この時期の当人の生き死にをも含む暮らしは家族やきょうだいの問題と一蓮托生、セットです。

→家族支援、兄弟支援、ペアレント・トレーニング→当人が不在でも要支援事態はある。

4：近年、児童虐待が我が国の大きな社会病理現象として喫緊の課題になっています。発達支援を濃密に必要とする子どもがそのような差別的被害を受けないように具体策を早急に講じる。

→家族支援と privacy を考慮しての関連機関間の情報の共有と knotworking

5：子どもの育ちや育てが安心と安全のうちに営まれること、その過程で派生する疑問や悩みや困り感をいつでも、どこでも相談でき、具体的な助言や支援が得られる場としての中立で公平、公正さが担保された相談機関が一定人口規模ごとにあること。また制度上の多様な支援サービスの manager としての相談支援専門員の配置とその質的担保を確保する。  
→障害児相談支援事業所の拡充・充実と担当者の質の確保→基本相談の重要性の無視事態

6：各種障害福祉サービスは「障害」の認定を受け、障害手帳を所持しないとほぼ利用できないという手帳主義になっていますが、乳幼児期では発達臨床像の鑑別診断、保護者の福祉制度利用の決断も困難なことが多い。一方では子育てに混乱や困難さ、結果として大きなストレスを感じている保護者傾向が見られることから、手帳がなくても日常的に、身近なところで、気軽に、精神的な負担感のないところで、気づきの段階から既存の各種福祉支援サービスを利用できるようにする。

→逆差別、人権主義違反、障害観→この段階で「障害児」という言葉が乱発されている。

7：子どもの本人支援・家族支援・生活支援の質的な拡充とその水準が強く求められているが、とりあえず量的確保が優先中である。が、次段階として公的な発達支援事業とそのサービス内容については、保育指針や幼稚園指導のような最低限のハード、ソフト面でのガイドラインが求められています。

→おけいこ事や学習塾か→発達支援事業運営指針、発達支援サービス指針

8：子どもの発達権と親の就労や respite、子どもの発達保障と地域生活などいくつかの二律背反的課題を持つ障害児通所支援（特に放課後等デイサービス）の在り方については成り行き任せ的な対応ではなく、一定の運営・支援方針（ガイドライン）や児童発達支援管理責任者のブラッシュアップ研修、スタッフの質の担保策などを早急に検討する。

→月曜日から日曜日まで、複数個所利用、それぞれの支援計画の整合性や関連性、相互の連携情報交換は誰が initiative を、どのような権限でとるのか。